

都市計画法第 34 条第 11 号区域指定導入方針（令和 2 年 2 月 4 日） 訂正箇所

訂正後	訂正前
<p>4 - II つばさ南小学校周辺地区指定の検討</p> <p>(1) 指定予定区域の既存の集落の状況</p> <p>① 集落の概要</p> <p>本区域は、川島町の中央部にあり、つばさ南小学校及び三保谷公民館を中心とした既存の集落を形成している。</p> <p>三保谷公民館は、昔より三保谷地区における地域コミュニティの中心である。</p>	<p>4 - II つばさ南小学校周辺地区指定の検討</p> <p>(1) 指定予定区域の既存の集落の状況</p> <p>① 集落の概要</p> <p>本区域は、川島町の中央部にあり、つばさ南小学校及び三保谷公民館を中心とした既存の集落を形成している。</p> <p>三保谷公民館は、<u>六村合併前の旧三保谷村役場跡地に立地しており</u>、昔より、<u>三保谷地区における地域コミュニティの中心である。</u></p>
<p>4 - III 出丸公民館周辺地区指定の検討</p> <p>(1) 指定予定区域の既存の集落の状況</p> <p>① 集落の概要</p> <p>本区域は、川島町の南東部にあり、旧出丸小学校及び出丸公民館を中心とした既存の集落を形成している。</p> <p>出丸公民館は、昔より出丸地区における地域コミュニティの中心である。</p>	<p>4 - III 出丸公民館周辺地区指定の検討</p> <p>(1) 指定予定区域の既存の集落の状況</p> <p>① 集落の概要</p> <p>本区域は、川島町の南東部にあり、旧出丸小学校及び出丸公民館を中心とした既存の集落を形成している。</p> <p>出丸公民館は、<u>六村合併前の旧出丸村役場跡地に立地しており</u>、昔より、<u>出丸地区における地域コミュニティの中心である。</u></p>

訂正後	訂正前
<p>4-Ⅳ つばさ北小学校周辺地区指定の検討</p> <p>(1) 指定予定区域の既存の集落の状況</p> <p>① 集落の概要</p> <p>本区域は、川島町の北東部にあり、つばさ北小学校及び八ツ保公民館を中心とした既存の集落を形成している。</p> <p>八ツ保公民館は、昔より八ツ保地区における地域コミュニティの中心である。</p>	<p>4-Ⅳ つばさ北小学校周辺地区指定の検討</p> <p>(1) 指定予定区域の既存の集落の状況</p> <p>① 集落の概要</p> <p>本区域は、川島町の北東部にあり、つばさ北小学校及び八ツ保公民館を中心とした既存の集落を形成している。</p> <p>八ツ保公民館は、<u>六村合併前の旧八ツ保村役場跡地に立地しており</u>、昔より、<u>八ツ保地区</u>における地域コミュニティの中心である。</p>
<p>4-V 小見野公民館周辺地区指定の検討</p> <p>(1) 指定予定区域の既存の集落の状況</p> <p>① 集落の概要</p> <p>本区域は、川島町の北部にあり、旧小見野小学校及び小見野公民館を中心とした既存の集落を形成している。</p> <p>小見野公民館は、昔より小見野地区における地域コミュニティの中心である。</p> <p>周囲を農地に囲まれていることから、周辺の集落とは分断されている。</p>	<p>4-V 小見野公民館周辺地区指定の検討</p> <p>(1) 指定予定区域の既存の集落の状況</p> <p>① 集落の概要</p> <p>本区域は、川島町の北部にあり、旧小見野小学校及び小見野公民館を中心とした既存の集落を形成している。</p> <p>小見野公民館は、<u>六村合併前の旧小見野村役場跡地に立地しており</u>、昔より、<u>小見野地区</u>における地域コミュニティの中心である。</p> <p>周囲を農地に囲まれていることから、周辺の集落とは分断されている。</p>